

米原市子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について

1 事業内容

児童および家庭の福祉の向上を図るため、保護者が疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、実施施設等において必要な養育または保護を行う

2 対象児童

市内に住所を有する保護者が下記の事由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童

- (1) 疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上または精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張または学校等の公的行事への参加など社会的な事由

3 利用期間 7日以内

4 実施形態 委託

委託内容 米原市子育て短期支援事業実施要綱に基づき実施する児童に必要な養育または保護に関する業務

5 費用負担額

区分	日額単価	利用者世帯区分					
		・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯のひとり親世帯		・市民税等非課税世帯 ・ひとり親世帯		・その他の世帯	
		利用者負担額	市負担額	利用者負担額	市負担額	利用者負担額	市負担額
2歳未満児	10,700円	0円	10,700円	1,100円	9,600円	5,350円	5,350円
2歳以上児	5,500円	0円	5,500円	1,100円	4,400円	2,750円	2,750円
児童の付添い	1,860円	0円	1,860円	0円	1,860円	0円	1,860円